

入院したときの食事代(食事療養標準負担額)

入院したときは、食費の一部として食事療養標準負担額(食事代)を負担していただきます。残りは入院時食事療養費として国保が負担します。

所得区分		一食当たりの食事代
一般(下記以外の人)		460円(※4)
●70歳未満 住民税非課税世帯 ●低所得Ⅱ(※1)	過去1年間の入院が 90日以内	210円
	過去1年間の入院が 91日以上(※3)	160円
低所得Ⅰ(※2)		100円

※1、2は、P17の※5、6参照。

※3 過去1年間の入院が91日以上の場合、申請により申請時以降の食事代が160円に減額されます(市民税「課税」世帯の間の入院日数は「90日」に算入できません)。

※4 平成30年4月より変更。ただし、指定難病の人や小児慢性特定疾病の人、平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病床に入院している人は、260円となります。

70歳未満住民税非課税世帯の人および低所得Ⅰ・Ⅱの人は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です(P15～17参照)。

療養病床に入院したときの食事代・居住費(生活療養標準負担額)

療養病床に入院する65歳以上の人は食費及び居住費相当の一部として生活療養標準負担額を負担していただきます。残りは入院時生活療養費として国保が負担します。

所得区分	一食当たりの食事代	一日当たりの居住費
一般(下記以外の人)	460円(※3)	370円 (指定難病の人は0円)
●70歳未満 住民税非課税世帯 ●低所得Ⅱ(※1)	210円(※4)	
低所得Ⅰ(※2)	130円(※5)	
境階層該当者(※6)	100円	0円

※1、2は、P17の※5、6参照。

※3 保険医療機関の施設基準等により、420円の場合もあります。

※4 入院医療の必要性が高い人や指定難病患者で過去1年間の入院が91日以上の場合は160円(別途、申請が必要)です。

※5 入院医療の必要性が高い人や指定難病患者は100円です。

※6 境階層該当者とは、本来の所得区分に基づく負担であれば、生活保護の対象となるが、利用者負担等について本来よりも低い基準を適用して負担を軽減すれば、生活保護を必要としない状態になるもの。

70歳未満住民税非課税世帯の人および低所得Ⅰ・Ⅱの人は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です(P15～17参照)。

一部負担金の減免(生活困難による)

災害、事業の休廃業、失業などで生活が困難になり、一部負担金の支払い(医療機関での支払い)が困難な人には、一部負担金を減免できる場合があります。以下の1～3すべてに当てはまる人は国民健康保険課までご相談ください。

- 1 災害、事業の休廃業、失業などが原因で生活が困難になった人
- 2 治療期間の収入が生活保護基準の1.3倍以下の人
- 3 現金及び預貯金の合計額が生活保護基準の1,155/1,000の3倍以下の人

メモとしてご利用ください